

除雪費助成金交付事業の 利用申請を受け付けます

高齢者等の方が、冬期間安心して在宅生活を送るための支援として、除雪料金の一部を助成する「除雪費助成金交付事業」の利用申請を受け付けます。

【対象者】

①おおよね65歳以上の高齢者で、虚弱等により除雪が困難で、家族や隣人等の協力者の確保ができない方

②心身に障がいがあり、その障がいにより除雪が困難で、家族や隣人等の協力者の確保ができない方（身体障害者手帳等の提示を求められる場合があります）

【除雪内容】

町が指定する除雪実施事業者が、積雪15cm以上雪が降り積もった場合に、玄関から公道までの通路（幅1メートル程度）の確保をします。

【除雪期間】

11月1日（水）～
令和6年3月31日（日）
※1日2回を限度とします。

【利用料】

1回あたり1,600円
（30分以内）

【自己負担額】

・生活保護世帯 400円
助成率3/4
・その他の世帯 800円
助成率1/2

【利用申請】

利用を希望する方は、保健福祉課高齢者福祉係（シルバープラザ内）、または熊石総合支所住民サービス課で申請手続をしてください。

なお、昨年度までに利用されたことのある方は、電話での申し込みでも受け付けします。

【問い合わせ先】

・保健福祉課高齢者福祉係
☎0137-64-2111
・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111



八雲町国民健康保険からのごお願い 医療費の節約にご協力ください

ご協力ください



八雲町国保の医療費は全道平均や全国平均と比べて高い傾向にあります。医療費が高くなる要因には、高齢化や医療の高度化、重症化による長期の入院などが考えられ、今後増加が予想されます。

医療費が節約されると、窓口での自己負担額が軽減されるとともに、保険給付費も減少することから、皆さんから納めていただく保険税も少なくなることができそうです。

安心して医療が受けられるよう、国保制度の安定的な運営にご理解をいただき、医療費の節約にご協力をお願いします。

【医療費節約のポイント】

①医療機関のかけもち（重複受診）はやめましょう

同様な症状や病気で複数の医療機関を受診すると、医療費が増えるだけでなく、体に悪影響を与える場合があります。

②休日や夜間の診療は控えましょう

休日や夜間の受診は割増料

金がかかります。また、症状が軽いにもかかわらず受診すると、緊急性の高い患者の治療に支障をきたす場合があります。

③ジェネリック（後発）医薬品を活用しましょう

新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後に発売される、新薬と同じ効能のある処方薬で低価格のため、医療機関での窓口負担も少なくなる場合がありますので、医師や薬剤師に相談してみましよう。

④定期的に健康診断を受けましょう

特定健診や人間ドックなどを定期的に受け、自身の健康状態を把握することで、疾病などの早期発見・早期治療に努め、重症化予防につなげましょう。

特に脳卒中や心臓病などの命に関わる病気や、糖尿病、高血圧症など長期の治療が必要な病気は自覚症状のないまま進行する場合があります。20代から30代の若年層の方も

若い頃から健康管理をすることで生活習慣病の予防につながりますので年に1度は健診を受診し、40歳になったら毎年欠かさず特定健診を受診して健康状態のチェックを必ず行うようにしましょう。

⑤生活習慣を見直しましょう
食生活、運動、休養など日々の生活習慣を見直して、病気になる前に体を目標しましょう。

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

司法書士・行政書士
やまびこ事務所

●相続・遺言など 夜間・休日対応・出張もOK
お困りのことはありませんか？ 初回相談無料

0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町67番地2F(ふたばさん2階)